

第3回三重県文化審議会 議事概要

令和4年11月1日(火)
14時30分から16時20分まで

1 環境生活部長あいさつ

2 審議事項

(1) 三重県文化振興条例(仮称)の中間案について

資料1、2により事務局説明

[委員からの主な意見]

(委員)

- ・ 前文の条例制定の背景に、人口減少や少子高齢化について記載されているが、それらに対して、文化の振興がどのような効果や影響を与えることができるのかについて、もう少し記述してもよいのではないか。
- ・ 「みえ元気プラン」を踏まえて条例案を考えられていると思うが、個人的には、「みえ元気プラン」の文化についての扱いは少し弱いのではないかと、或いは、他のところにより重点が置かれてしまっているのではないかと感じている。
- ・ 例えば、「みえ元気プラン」の中に、三重県の歴史や文化をきちんと教育に取り入れて、郷土愛を醸成することで、少子高齢化が進む中で人口減少に歯止めをかけるというロジックがある。
- ・ 三重県の歴史と文化の良いところをきちんと継承し、それを評価することは大切なことだが、果たして、それだけで人口の流出が止まるのかどうかを考えると、今三重県で暮らしている私たちの文化活動が、いかに充実していて、魅力があるかということが重要ではないかと思う。今、私たちが生きているこの時間に、文化の施策に関する施策の効果が現れて、人々の満足度が向上させていくことが大切であり、三重県で暮らすことに対する文化面での満足度の向上や充実感といったものが、定着率を高めていくのだらうと思う。
- ・ そういった文化的な魅力をさらに高めることで、外から見た時の魅力や評価が高まり、移住や産業の振興に繋がるかもしれない。また、観光の魅力も高まり、観光振興にも繋がっていくかもしれない。そういった色々な社会との連携の中で、相互にフィードバックが進み、文化、産業、観光も含めた好循環につながることを目指すということ、条例の背景となる理念として持っておく必要があるのではないかと。

(委員)

- ・ 感想のような形となるが、相可高校の高校生レストランの話をしたい。
- ・ 高校生レストランは20周年を迎えたが、この3年間、活動がほとんどできなかった。取材を行ったが、現在、20年前に当時高校一年生だった食物調理科の生徒が、退職された初代村林先生の後継者として指導教員となっており、事業が非常にうまく継承されている。高校生レス

トランも、この10月に営業を再開したが、非常に盛況だった。

- ・取材の中で、何を最も目指していますかとの質問への回答で、生徒たちが料理を作ることはもちろん大事だが、生産者やそれに関連する流通する方々などに会いに行き、取材をして、体験をして、その気持ちをもって、料理を作って、お客様に繋げていきたい、また、この料理はどのような過程をもってできたものか、その歴史をきちっと紐解いて知りたい、と言われていて、それはまさに文化だと感じた。
- ・中間案には寄附やメセナ活動などの支援活動について記載されているが、とても大事なことではあると思う。CSRやCSVの必要性も言われている。
- ・CSRは、企業の社会的責任や、企業が社会の中で果たす役割のこと。CSVは、まだまだ一般に馴染みがないが、共通価値の創造のことで、企業などが、自分たちが行っている経済活動を進めながら、自分たちの強みをもって地域と繋がっていき、お互いウィン・ウィンの関係になるようなことに取り組むこと。企業が寄附をすることも大事だが、企業活動の中で、もう少し文化を位置付けて、一生懸命頑張っている団体や、それを支援している人たち、劇場関係者の方々であるとか、文化活動に繋がっていくというようなことが、文化活動の振興に繋がると考える。

(委員)

- ・前文の三重の文化の特色に関する部分について、精神文化とか海女文化とかのことが書かれており、他県との差別化が図られているが、三重県の地理について、「東側は」という記述はあるが、西側についての記述がなく、ここに何となく違和感がある。
- ・また、前文の「万古焼」という言葉について、あえて「萬古焼」ではなく、「万」という漢字を使っているのだと思うが、「萬古焼」の方が、県ホームページで伝統工芸品を紹介する際にも使用されており、一般に馴染みがあるのではないか。
- ・「郷土に対する誇りと愛着を持てるように」といったフレーズは、共感する部分でもあり、前文の目指すべき姿の実現の中にも記述すると三重県らしさにも繋がるように思う。
- ・また、前文には、国内外に発信するなど、発信といったフレーズが入ると、より前向きに、私たちの条例となるように思う。
- ・条例が制定された時には、県民の皆さんにPRしていくことになると思うが、前文を見て、条例にはこんなポイントがあるとわかるような、わかりやすいキャッチフレーズなどの工夫があるとよいと感じた。例えば、高齢者や障がい者など、誰ひとり取り残さないという部分を大切にするのか、子どもを大切にするのか、文化の継承とか支援に重点を置くのか、それぞれ大切だと思うが、こういったことを大切にしている条例だということを知るような工夫があるとよい。
- ・また、「次代を担う」という言葉を、前文の中にも入れることはできないのかなと感じた。「子供たちの豊かな感性」という言葉があるが、そこに「次代を担う」や「次世代に繋ぐ」など、次の世代に向けてという、強い思いを入れていただけたら、より思いが深まると感じる。

(委員)

- ・実際に三重県がこれからこれらを実施していくことを考えたとき、どうやっていけばやりや

すいかということを考えて、この条例を作ったということが、よくわかる内容になっていると思う。

- ・ 前回、推進体制や審議会のことも言わせていただいたが、それらを含めて、三重県の中で今、きちんと行われてないところ、或いは弱いところについても、今後取り組んでいくことが取り入れられていると思う。
- ・ 1点質問だが、第17条の文化施設には、教育委員会の所管となっている文化施設は入るのか。文化振興の施策に取り組む際、例えば、美術館や博物館などとの連携がとても大事になってくると思うが、この文化施設とは三重県文化会館だけのことなのか、それとも、その他の施設も入るのかという点について質問したい。

(委員)

- ・ 他県に遅れてではあるが、三重県でも令和2年9月に「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」という新しい組織ができた。コロナの関係でステージでの発表はなかなかできないが、芸術的な作品などは、昨年度から県内各地で展示しており、それぞれの地域の方たちに鑑賞してもらって、障がい者はこういうものを作って頑張っている、というところを見ていただいている。
- ・ この支援センターの活動の中で、教室の講師さんなどに、アートサポーターを引き受けていただいて、障がいのある方々が作品を作るときや、講座を設けたときなどにいろいろご指導いただいている。
- ・ 芸術文化の活動に対するこのアドバイザー役も、何人か整ってきてはいるが、今はまだ三重県内だけという扱い。先進県では、全国規模で支援センターの作品やステージ発表を数か月かけて行っているところもある。三重県の場合、現状では県内だけでしか行えていないので、全国規模で対応できるようになればよいと思っている。障がい者が作品を作り、ステージ発表をするというだけでなく、いろんな地域の方々も見てもらって認識を少しでも高めてもらいたい。
- ・ 作品や芸術の活動の場を見に行くときに、展示会場などへ行くと、まだバリアフリー化されていない部分がある。障がい者が見に行こうと思っても行けない場合がある。三重県のバリアフリー部会でも提案しているが、バリアフリーの会場で、展示会やステージ発表をしていただければ、一人でも多くの方が見に行けるのではないかと思う。そういう会場を選択した上で、作品展示、或いはステージ発表等を開催していただけるようにしていただくよう、ぜひお願いしたい。
- ・ 障がい者の作品には、驚くような素晴らしい作品があり、また、それぞれが一生懸命頑張っていて取り組んでいるので、一般の方にもそういう認識を含めた上で、作品を見ていただければと思う。

(委員)

- ・ 前回の色々な意見への対応が資料2に記載されており、非常にありがたい。
- ・ 県民の役割を明記してあるところはよいと思う。また、教育機関についても、高等教育機関がきちんと教育機関と高等教育機関等と記載されているところはよいと思う。
- ・ 前文について、文化の特色とその意義に、山とか鉾とか屋台行事とか斎宮とか、伊勢型紙、伊

賀焼、万古焼など、三重県の持っている文化の資産を固有名詞として記載されており、非常にわかりやすくなっていることは評価したい。

- ・ ただ、前文の8行目の「地域の環境に応じた農業や林業、漁業の文化を生み」のところに違和感がある。農業や林業、漁業の文化というよりは、その地域、農村や山間部、漁村が文化を育んだ、というようにした方がわかりやすいのではないかと思う。「地域の環境に応じた農村や、林業の山村、漁村の文化を育み」としてはどうか。
- ・ 細くなるが、前文の13行目の「伊勢参り」も、伊勢神宮は「お伊勢さん」とも呼ばれるので、「伊勢参り」ではなく、「お伊勢参り」とした方が正確だと思う。
- ・ また、前文の17行目で「三重の人々はおかげ参りの人々に飲食物を提供し」とあるが、郷土食などの食文化のことにも触れてほしいと感じた。
- ・ 前文の21行目の「伊勢商人は江戸に店を構えて伊勢の物産を商った」というところは、三重県の文化条例なので、「三重の物産を商った」にしたほうがよいのではないかと思う。
- ・ 条例制定の背景や目指すべき姿の実現について、私たちは、経済活動だけで満足できないところで、文化活動で満たされた暮らしや人生があると思う。経済だけでなく、文化の豊かさで、人々の暮らしを良くする、人々を幸せにするということが、この目指すべき姿の実現が盛り込めたら、もっとよくなると感じた。

(委員)

- ・ 前文については、三重県には多様な文化があり、県民に生きがいや地域愛を育むとともに、世代や立場を超えた社会基盤になっているということが謳われていること、現状は、少子高齢化に伴い地域に根差した文化が失われている状況が見られ、その状況の中で、文化を次世代へ継承していくこと、新たな文化の創造や発信などについて書き込まれていることから、県民が見ても理解していただけるだろうと感じる。
- ・ 基本的理念と基本的施策について、文化の基本である表現の自由の重要性や、そして文化活動を行う者の自主性、創造性や専門性が重視されているということと理解した。
- ・ 文化が県民共通の財産として生まれ、次世代に引き継がれるように配慮をされており、また、文化を県内や国内外へ発信し、文化に関わる交流の推進などを図るとともに、まちづくり、観光、国際交流や福祉、教育、産業、その他の分野との連携などが配慮されているほか、県民、文化団体、教育機関、事業者の役割について明記していただいたことは、十分わかりやすいと思う。
- ・ ただ、施策の中で、文化に関する発信について、「発信」という言葉はたくさん出てくるが、情報に関する収集が抜けているのではないかなと思う。文化を県内、県外に発信することは当然のことだが、文化に関する情報をどのようにして集めて、それをまた具体的に反映するのかということへの記述がないと思う。
- ・ 県民の鑑賞や文化を創造する機会の充実、年齢や障害の有無に関わらず文化活動に参加する施策、教育における文化活動の充実を図ることが書かれており、前回の委員の意見がかなり反映されていると感じている

(委員)

- ・ 中間案については、前回の会議での議論を踏まえてよくまとめられているという印象。
- ・ 前文について、今存在する文化を継承していくということは、はっきりと書かれているが、新しい文化を創出していくという視点が若干弱いのではないかと感じた。背景、或いは目指すべき姿の中に書き込むことができるのであればお願いしたい。
- ・ 財政上の措置について、他の条文では「努めるものとする」という文言を「講ずるものとする」と言い切る形に変更しているが、この条文だけが「講ずるよう努めるものとする」と努力規定になっている。財政の問題であり、書き込めないところはあるだろうが、可能であれば他の条文と揃えてもらいたい。
- ・ 文化審議会の委員の構成について、委員の男女比が一方に偏らないようにするという項を追加してもらえるとありがたい。

(委員)

- ・ 県の責務、県民等の役割について明記してあることは、とてもありがたく思ったところ。
- ・ 芸術の振興について、国の法律でも分かりにくいところがあり、基本計画を考えていく上では難しいところではないか。
- ・ 担い手の育成及び確保については、文化活動だけではなくて、例えば自治会活動でも同じだが、単純に少子高齢化や過疎化だけが原因と言い切れないと感じており、農業や林業など、地域の就労者の働き方が大きく変わっていることや、子どもたちの活動時間や活動範囲も広がって、なかなか地域にいないなど、様々な社会の情勢も影響していることを考えると、実施計画や基本計画の策定はなかなか難しいものになると感じている。全体を通して、条例は大きな枠で方向性を定めていただいて、その先の基本計画や実施計画で、より具体的なことを示し、それを適宜更新していくというやり方がよいのだろう。
- ・ 他の委員も仰っていたが、なぜ文化が必要なのか、なぜ文化施策を行わないといけないのかとこの理解が進められることにもなると思うので、文化の果たす役割や持っている力というものについてもっと触れてもよいのではないか。

(委員)

- ・ 中間案については、細かい事を言ったらきりが無いが、よくまとめられており、特に資料2については、我々の意見が取り入れられているという感想をもった。
- ・ 条例とは関係がないかもしれないが、一番大切なのは、文化行政に対する県の財政上の措置なのではないかと思う。文化的な予算がつきにくい中、どうやってメリハリをつけて文化のための予算を計上してもらえるのが気になるところ。
- ・ 一番予算をつけて欲しいのは、子どもたちへの鑑賞の機会の平等というところ。例えば、東京の小学生は文化を鑑賞する機会が多い。有名な太鼓集団が来て、和太鼓の演奏を聴かせたり、ライオンキングの主役の男性が来て、歌を歌って聴かせたり、やはり東京だからできることがあり、その点では、子どもたちの鑑賞の機会は東京と地方では格差があるように思う。そういう中で、どうやって子どもたちに平等に鑑賞の機会を提供できるのかを考えなくてはならない。それぞれの家庭の状況もあると思うので、基本計画の中では、学校教育の中で平等に文化鑑賞の機会の提供に取り組んでほしいと思う。

- また、SNS や YouTube を使うという視点も大切。良いものは必ず誰かが取り上げてくれるため、良いものを生み出しているところを支援してほしいと思う。

(委員)

- 全般を通して、子どもたちが文化に触れることの重要性を明記してあり、ありがたく思う。また、教育機関がそういった機会を設けることへの支援として、県が支援をすること、連携をすることといった文言が入っており、学校としてもいろいろな体制が作れるのではないかと期待できるものになっていると思う。
- 「郷土に対する誇りと愛着を持つ」という点については、学校がコミュニティスクールを通して、地域と様々な取り組みを行っている中でも、地域の方々が最も大切にされている部分であって、素晴らしいと思う。教育機関が、子どもたちが文化に触れる機会を設けるために、財政的な部分で苦勞をしているのも確かだが、この条例を通じて、それが解決していく方向に繋がれることを期待している。
- 1点、前文について確認したいが、「地域の文化力を高めていく」という言葉があるが、この「文化力」という言葉は、1行目の「文化のもつ力」と同じと考えてよいのかどうかお尋ねしたい。
- 最後に聞き置いていただだけでもよいが、前文には地域の言葉をたくさん入れていただいております。「伊勢商人」という言葉も出てくるが、松阪の小学校では、松坂商人の活躍について学んでいることを申し添えたい。

(委員)

- 前文の条例制定の背景についてだが、文化芸術基本法に「経済的な豊かさにありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備、環境の形成は十分な状態にあるとは言えない」という文化振興に関する課題が書いてある。この課題を解決していくことが、今回の条例のポイントであるように思う。基本法を真似する必要はないと思うが、このような課題についても背景に入れてほしい。
- 前文の目指すべき姿の実現について、前回も申し上げたが、やはり少し具体性に欠けると思う。「県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し、日々の暮らしの中で生きがいや心の豊かさを実感できる」という文章を読んで、県民の皆さんが同じことがイメージできるか疑問。もう少し具体的に書いてほしい。例えば、「県民一人ひとりが自主性や創造性を発揮し」の後に、「誰でも、いつでも、どこでも、文化と触れ合える」という姿を実現していくというような表現だと、誰が読んでもわかるのではないかと。反映できたらよいので、入れていただけたらありがたい。
- 第6条の教育機関について、この趣旨等の説明に「美術館、博物館等の社会教育を行う機関を含む」とあるが、我々はパラミタミュージアムという美術館を運営しているが、我々が社会教育を行う機関なんてことを考えていなかったのも違和感があるが、これは公営の美術館、博物館という定義。もし民間も含めてならば、民間の方はこの文化財団、文化団体等の役割に入ってくるという解釈で、変更なしでよいと思う。
- 第9条について、これだけを読むと、基本計画というのがどういうものか全くわからないので、

基本計画とはどういうものなのかを少しここへ表現してもらったほうがよいのかなと思う。

- ・ 第 10 条の財政上の措置について、主語は「県は」となっているが、本当は県だけではなく、当然、市も、町も、あと文化団体も教育機関も、事業者も全部含むと思う。県だけが財政上の手当をしても、三重県全体の文化振興の財政手当ができないと思う。
- ・ 第 2 章について、これらの基本的施策が基本計画により具体的に繋がってくる重要な部分だと思うが、個々の条文はよいが、例えば、第 12 条では、「その他の芸術の振興を図るため、必要な対策を講ずるものとする」となっているが、手段や方法が具体的に記載されていない。第 13 条から第 17 条まで全部同じ表現となっているが、一方で、第 18 条、第 19 条では手段や方法が書かれているなど、条文によって異なるので、第 2 章の各条文は、その手段方法を可能であれば記載をいただきたい。記載しにくい理由があれば、次回、回答していただければよい。
- ・ 最後に第 3 章に三重県文化審議会という組織の名前となっていることに違和感がある、ここは、例えば、文化振興に向けた体制として、条文として三重県文化審議会について記載してもらった方がわかりやすいと思う。

(委員)

- ・ 全体に対しては大きな問題点は感じてはいないが、他の委員と同様、文化芸術が持つ位置というものが少し矮小化されていないかと感じた。
- ・ そもそもこの条例を作ることになったのは、コロナが大きかったのではないかと思う。コロナ禍で多くの文化芸術関係者が大変な目に遭い、色々ところで文化芸術に出会えないということが起こり、文化の振興に関する条例を検討するという流れになったということを見ると、文化芸術の位置というものは、もっと社会的なものであり、生きていくために必要なものである、ということまで書いてもよいのではないのか。例えば、文化芸術は社会課題の解決に対して寄与するものであり、また、応用できるものであるということを使うべきなのではないか。文化芸術基本法が、文化は生まれながらの権利であるというような書き方をしているように、文化芸術は三重県民にとって非常に大切なものであるということをもっと踏み込んで書いてもよいのではないか。
- ・ 今の厳しい財政状況の中では、橋を架けることと文化芸術のどちらが大切かということになった場合、どうしても文化芸術が下になってしまうように思う。そうではなく、文化芸術があることによって、時間はかかるかもしれないが、様々な社会の問題を解決する手段になる可能性はある、ということを出してもよいのではないかと思う。
- ・ また、発信という言葉がたくさん出てくるが、文化芸術に関する発信をするのであれば、情報を集めて提供する必要がある。文化芸術に関する問題点のひとつに、ネットワークの不備があったと思う。ネットワークをどう作るかを考えた時に情報の収集及び提供という項目が出来たほうがよいのではないかと。他府県の条例でも情報の収集に関する条文があるものもあるので、情報収集、文化芸術に関する情報の収集及び発信とか提供という項目があってもよいのではないか。
- ・ もう 1 点は、計画に入ってからでもよいと思うが、第 21 条の文化の担い手という文言だが、アーティストや作り手しか示していないように思う。実際は、例えば、文化活動の企画制作を行う人や文化施設の管理を行っている人、運営を行っている人、そういう人たちが集まらない

と文化芸術は出来ない。ただ、アーティストが集まればよいというだけではなく、プロデューサーする人、アーティストをサポートする人なども必要。あえてそれを文言として書いてもよいのではないかなと思う。そうすれば、この担い手というのを認識している文言になるのではないか。

(委員)

- ・ 参考にしていただければ、と前回も提案させていただきましたが、宮崎の条例と比較した時、主旨としては同じと思いますが、簡潔にはっきりと言って欲しいと感じました。
- ・ (P6 について) 又、基本理念のトップに「県民ひとり一人が文化の活動の主体であるという認識の下に」とあります。これは大事ではないでしょうか。
- ・ (P8、P12 について) また、三重の中間案では、県の責務が3条、9条、10条、11条に書かれています。3条はトップにありましても、9、10、11が他と並列はいかがでしょうか。
- ・ (P13~20 について) そして、第2章の基本的施策も、○文化の振興、○環境づくり、○人づくり、○地域づくり と目的がはっきりわかる書き方を、と感じました。特に、人材育成の意味が狭くなっているのではないのでしょうか。

(委員)

- ・ 他の委員もおっしゃっていたが、文化のもたらす効果や意義をもっと強調して書いてもよいのではないかという意見に同感である。
- ・ 特に、少子高齢化や人口減少の問題は日本の社会にとっても今、最大の問題であって、地方ではなかなか難しい状況になっている。人口が減少して、どんどん縮小していくと、いくら文化が大事だと言っても、先ほどの文化の担い手も含めて、どうしても文化活動が縮小していく。これは文化だけではなく、産業や他のことにおいても同様で、一生懸命やっても、人口が減っては、その目的が達成されないということになりかねない。
- ・ 野呂元知事が「文化力」という言葉をよく使用していたが、そうした日本の閉塞した社会を再生する力が文化にはあるのではないかと感じている。
- ・ 人口が減少していくと、予算もどんどん減っていく。そのような中で、納税者の皆さんにご理解いただくためにも、文化活動が社会にとって非常に重要であるということを主張することは、とても重要である。文化活動といっても非常に広いが、納税者等から見て、文化活動が単なる趣味としてやっていると思われたら、理解は得られないのではないか。例えば、大学の研究費も同様で、研究は研究者が好きでやっているのだろうと思われたら、お金は出ない。社会にとって役に立つということはどうしても言わざるを得ないのではないか。文化についてもそこを強調して書く方法はないか、と感じた。

(事務局)

- ・ いただいたご意見、ご質問について、この場で回答できるところを回答したい。
- ・ 文化の持つ力についてもっと前文に書き込むべきではないかというご意見については、すべて反映できるかどうかかわからないが、意見を踏まえて再考したい。
- ・ 文化施設に教育委員会の施設が入るかというご質問については、美術館、博物館という県立文

化施設は、県が教育委員会から委任を受けており、対象に含まれるが、教育委員会が直接所管している社会教育施設等は対象外というように考えている。

- ・ 情報収集について入れるべきというご意見については、前向きに検討したい。
- ・ 財政上の措置を「努めるものとする」という表現から「講ずるものとする」という表現に変えてはどうかというご意見については、県の予算には優先順位があって、どうしても必ず講ずるということが言えないため、「努めるもの」という表現にしたい。
- ・ 三重県文化審議会委員の男女の構成比について、条文に規定してはどうかというご意見については、県の中で、附属機関等への委員選任基本要綱というものを定めており、そこで規定している。
- ・ 前文にある「文化力」と「文化の持つ力」は同じものかというご質問については、同じ意味と捉えていただいてもよい。
- ・ 社会教育についてだが、美術館、博物館は、当然文化施設ではあるが、文化もやれば社会教育も行うという両面を持っており、そういった意味で中間案に書かせていただいたが、少し語弊があるとも思われるので、この点についてはもう一度整理をさせていただきたい。
- ・ 回答できなかったご意見については、最終案を作った際に提示させていただきたい。また、この中間案に対しては、パブリックコメントを実施し、それも反映させたいので、最終案として提示させていただきたい。

(委員)

- ・ 教育機関について、幼稚園とか保育所は含まれるのか、また、社会教育の施設としては、公民館などがあると思うが、それは除いて考えるということか。

(事務局)

- ・ 今、中間案では幼稚園、保育園は入っていない。社会教育施設については、再度整理し検討させていただきたい。

(委員)

- ・ 子どもたちの中には、小学生未満の子どもたちも入っており、文化的な活動もしていることを視野に入れてお考えいただきたい。